

利殖商法の二次被害にご注意～過去の損害を取り戻せます？～

【事例1】以前、商品先物取引で多額の損害を被った。投資金額が戻らないまま取引会社が倒産してしまっただけ、あきらめていた。最近、別の会社から電話があり「海外の銀行に取引会社の隠し財産が見つかったので返金手続きができる。これには成功報酬が必要で、供託金として事前に支払ってほしい」と言われた。また、「隠し財産が尽きたら終わりなので申込みは先着順」とも言われた。信用できるだろうか。(60代 男性)

【事例2】国内の先物取引で損をしたことがある。「弁護士事務所」と名乗るところから電話が来て、「先物取引で損をしたことがあるか」と聞かれ金額を答えたら、「取り戻せる」と言われた。本当だろうか。(70代 男性)

「過去に被った商品先物取引の損害を取り戻すという勧誘があるが、信用していいだろうか」といった相談が増加しています。先物取引のほかにも、社債や未公開株などで損害を被った消費者を対象に「被害を回復する」と勧誘して手数料などの金銭を支払わせる手口で、いわゆる「二次被害」のトラブルと考えられます。

また、最近破たんした安愚楽牧場と契約していた消費者に対して、被害を回復するとかたって別の金融商品の購入などを勧める手口も発生しており、これも同様の「二次被害」と言えます。

【消費者へのアドバイス】

- ①すでに倒産した会社から損金を取り戻せたという事例はありません。手数料などの名目で金銭を要求され、支払い後に業者と連絡がつかなくなるなど、さらに被害が拡大する可能性があります。「損金を取り戻す」、「隠し財産が見つかった」などの言葉にだまされないようにしましょう。
- ②廃業した会社の関係者を名乗り、その会社と取引があった消費者を対象に勧誘するケースがみられます。過去の取引情報や個人情報は何らかの理由で流出しているおそれがあります。過去に被害に遭った人は特に注意が必要です。
- ③弁護士事務所や調査事務所を名乗ったり、あたかも実在しそうな協会や支援団体を紹介して、消費者に信頼できそうな印象を与えて勧誘する場合がありますので注意が必要です。不用意に紹介された協会や団体に連絡してはいけません。
なお、弁護士以外の者が返金請求などに関与することは、弁護士法に違反するおそれがあります。相手の言葉をすぐに信用して、お金を支払わないようしてください。
- ④被害に遭ったかなと思ったら、お近くの消費生活相談窓口にご相談してください。

(2011年11月)